

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）

- 1 地方税法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（第 54 条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

- 1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成 21 年 3 月 31 日（現行平成 19 年 3 月 31 日）まで延長することとした。（第 2 条関係）
- 2 租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（第 2 条関係）
- 3 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとした。（附則第 1 項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第 2 項関係）

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

- 1 商工文教委員会の所管から「総合雇用対策局の分掌に属する事項」を除くこととした。（第 2 条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）